

弁理士の育成について

平成17年11月30日

下坂スミ子

弁理士の育成について

弁理士の量的、質的拡大

試験制度改革による量的拡大の実施(平成14年度以降)
質的拡大は無担保

1. 弁理士の現状

弁理士の人数、就業形態等は次のような状況にある。

- (1) 弁理士数6,212名(2005年10月31日現在、7頁参照)。内、1,479名が平成14年度弁理士試験改革以降の弁理士登録者(弁理士全体の約24%)。
- (2) 2005年度の弁理士試験合格者は711名。この全員が弁理士登録すると仮定した場合は弁理士総数約6,800名となり、最近4年間で登録した弁理士は全体の32%に該当する。
- (3) 特許事務所の経営形態は、なお、一人特許事務所の割合が高く、全体の35%に上る。また、徐々に解消されつつあるものの、大都市圏集中度はなお高い。(7,8頁参照)

依頼者のニーズを直接反映する弁理士の業務は次のような状況にある。

- (4) 弁理士のコア業務である特許等の一人当りの出願業務は、年々減少する傾向にある。(9頁参照)
- (5) 2003年度から開始された特定侵害訴訟代理の能力担保試験に合格した者(いわゆる付記を受けた弁理士)は確実に増加しているが、未だ付記弁理士は弁理士全体の17.8%(1,106名)である。なお、実際に特定侵害訴訟代理人として訴訟に関与した経験者は158名である。(10頁)
- (6) 相談も含めてライセンス業務に関与する弁理士は多い。(11頁参照)
- (7) 税関における輸入差止申立代理、仲裁代理業務に関与する弁理士は少ない。(11,12頁参照)

比較的新しく登録した弁理士は次のような状況にある。

- (8) 弁理士試験合格者のうち約3割が実務経験を有していない。(12頁参照)
- (9) 平成14年度以降の弁理士試験合格者は、弁理士として登録しない者が年々増加する傾向にある。(12頁参照)

2. 日本弁理士会の人材育成活動

弁理士が依頼者のニーズに対応できるようにするため、日本弁理士会は研修において鋭意弁理士の能力向上に努めている。

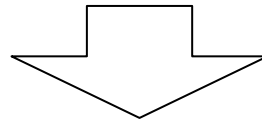
(1) 日本弁理士会の研修に要する費用は、例年、総予算の約20% (平成17年度研修事業費用約3億2500万円/日本弁理士会の総予算約17億9300万円) に相当する。

(2) とりわけ、新人研修においては、大量の試験合格者に対応するため、e-ラーニングを導入している。(14～22頁参照)

一方で、日本弁理士会は、高度な知財専門人材たる弁理士の新たなロールモデルとなる人材の育成を図るため、知財ビジネスアカデミーを設立した。(23,24頁参照)

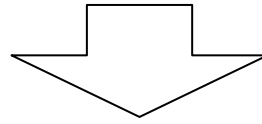
現状の問題

- (1) 弁理士試験のみでは弁理士の実務はできない。
- (2) 技術系の科目を選択しなかった受験者は技術的バックグラウンドが弱い。
法律系の科目を選択しなかった受験者は法律の素養が担保されていない。
- (3) 条約を勉強しなくても弁理士になることができる (国際性の視点の欠如) が、社会は弁理士に外国関連業務を期待している。(13,29頁参照)
- (4) 日本弁理士会の研修による対応は限界に来ている。
- (5) 一人前の弁理士になるまでには、7～8年が必要。(平成9年度日本弁理士会調査)
- (6) 特許事務所では、大量の合格者を徒弟制度の中で教育できない。



弁理士制度は社会に対する品質保証機能

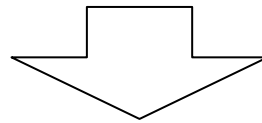
少なくとも社会の弁理士に対する最低限の期待を裏切らない程度の品質保証は、制度として担保しておくべき。



最低限の保証として満たすべき事項

「弁理士とは、技術と法律の素養を具えた知財専門家」

- (1) プロフェッショナルとしての専門知識と、その知識を使いこなす能力
- (2) 依頼者の期待を裏切らない対処方法の模索が出来ること

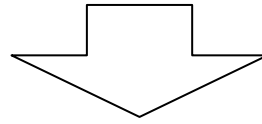


これらの担保方法

- (1) プロフェッショナルとしての専門知識
- (2) 専門知識を使いこなす能力、依頼者の期待を裏切らない対処方法の模索が出来ること

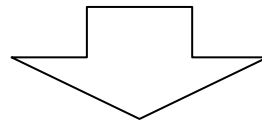
弁理士試験で

必須の研修で



試験と研修を一体化した制度による担保(28頁参照)

制度としての最低限の品質保証を行い、社会の弁理士に対する最低限の期待を裏切らないようにしていくべき。さもないと、社会の弁理士制度に対する信頼が失われ、制度が崩壊する。



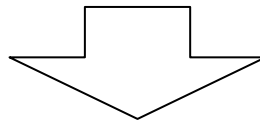
試験制度の見直し、登録前研修制度の創設(提案)

【弁理士試験制度の見直し】

1. 現行の知識偏重型の試験から、論理的思考力を考査することに力点を置いた試験に改善する。
2. 弁理士の国際性を最低限担保するため、論文式試験にパリ条約を主とした条約科目を復活させる。

【登録前研修制度の創設】(26,27頁参照)

1. 知財実務の経験が浅い又は皆無の合格者が、少なくとも特許事務所や企業知財部等においてOJTにスムーズに移行できるレベルまでボトムアップさせる。
2. 知財を横断的に活用できる能力を具えるために、法律系の人材は最低限の技術の素養を、技術系の人材は最低限の法律の素養を、それぞれ身につけさせる。
3. 国策として研修を制度設計する。



弁理士登録後の研修

1. 外国関連業務の手續能力
 - ・条約に関する理解 = 弁理士試験
 - ・外国法制の理解(基礎) = 登録前研修
 - ・外国法制の理解(演習) = 日本弁理士会の任意研修(会員研修)、知財ビジネスアカデミー
 - ・国際性 = 知財専門職大学院、知財ビジネスアカデミー
2. 補佐人業務、契約代理等の紛争解決
 - ・民法、民訴法 = 日本弁理士会の任意研修(基礎研修、実力養成研修)
 - ・交渉能力 = 知財ビジネスアカデミー
3. ADR代理
 - ・手續能力 = 日本知的財産仲裁センターにおける研修
 - ・交渉能力 = 知財ビジネスアカデミー
4. 関税定率法上の認定手續、著作権、不正競争防止法の手續能力
 - ・手續能力 = 日本弁理士会の任意研修(会員研修)
5. 知財戦略のマネジメント
 - ・経営、企画 = 知財専門職大学院、知財ビジネスアカデミー
6. 知財ビジネス
 - ・マーケティング、価値評価 = 知財専門職大学院、知財ビジネスアカデミー

. 弁理士の現状(1)

■ 会員数及び種別

弁理士(自然人)	6,212	99.22%
特許業務法人	49	0.78%
	6,261	

■ 弁理士在会年数(再登録は不算入)

5年未満	2,270	36.5%
5年以上～10年未満	889	14.3%
10年以上～15年未満	677	10.9%
15年以上～20年未満	588	9.5%
20年以上～25年未満	497	8.0%
25年以上～30年未満	440	7.1%
30年以上～35年未満	353	5.7%
35年以上～40年未満	222	3.6%
40年以上～45年未満	164	2.6%
45年以上～50年未満	66	1.1%
50年以上～55年未満	29	0.5%
55年以上～60年未満	9	0.1%
60年以上～65年未満	2	0.0%
65年以上～70年未満	6	0.1%
70年以上	0	0.0%

○最長在会年数 68年 3名

○平均在会年数 13.3年

■ 弁理士の就業形態(主たる事務所)

特許事務所経営	2,208	35.5%
特許事務所勤務	2,121	34.1%
特許事務所共同経営	723	11.6%
会社勤務	809	13.0%
法律事務所勤務	44	0.7%
特許業務法人経営	120	1.9%
特許業務法人勤務	144	2.3%
弁護士法人経営	11	0.2%
弁護士法人勤務	5	0.1%
その他(非営利団体勤務等)	27	0.4%
その他	0	0.0%
	6,212	

■ 主たる事務所における弁理士人数

弁理士数	事務所数	小計
1人	2,182	2,182
2人	450	900
3人	162	486
4人	102	408
5人	55	275
6人	31	186
7人	20	140
8人	15	120
9人	14	126
10人以上～15人未満	34	392
15人以上～20人未満	11	181
20人以上～25人未満	8	165
25人以上～30人未満	1	27
30人以上～35人未満	2	63
35人以上～40人未満	1	35
40人以上～45人未満	3	127
45人以上～50人未満	3	143
50人以上～55人未満	0	0
55人以上～60人未満	0	0
60人以上～65人未満	3	184
65人以上～70人未満	0	0
70人以上～75人未満	1	72
75人以上～80人未満	0	0
80人以上	0	0
	3,098	6,212

2005/10/31日本弁理士会調べ

. 弁理士の現状(2)

■ 弁理士地域分布 (主たる事務所をおく弁理士人数)

単位:人

北海道・東北地区	35	0.6%	(北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
関東甲地区	4438	71.4%	(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
東海地区	368	5.9%	(長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
北陸地区	24	0.4%	(新潟県、富山県、石川県、福井県)
近畿地区	1218	19.7%	(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
中国地区	40	0.6%	(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
四国地区	15	0.2%	(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
九州地区	61	1.0%	(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県)
国外	13	0.2%	
	6195	100.0%	

(2005-10-31現在)

■ 特許事務所の平均的な人員構成

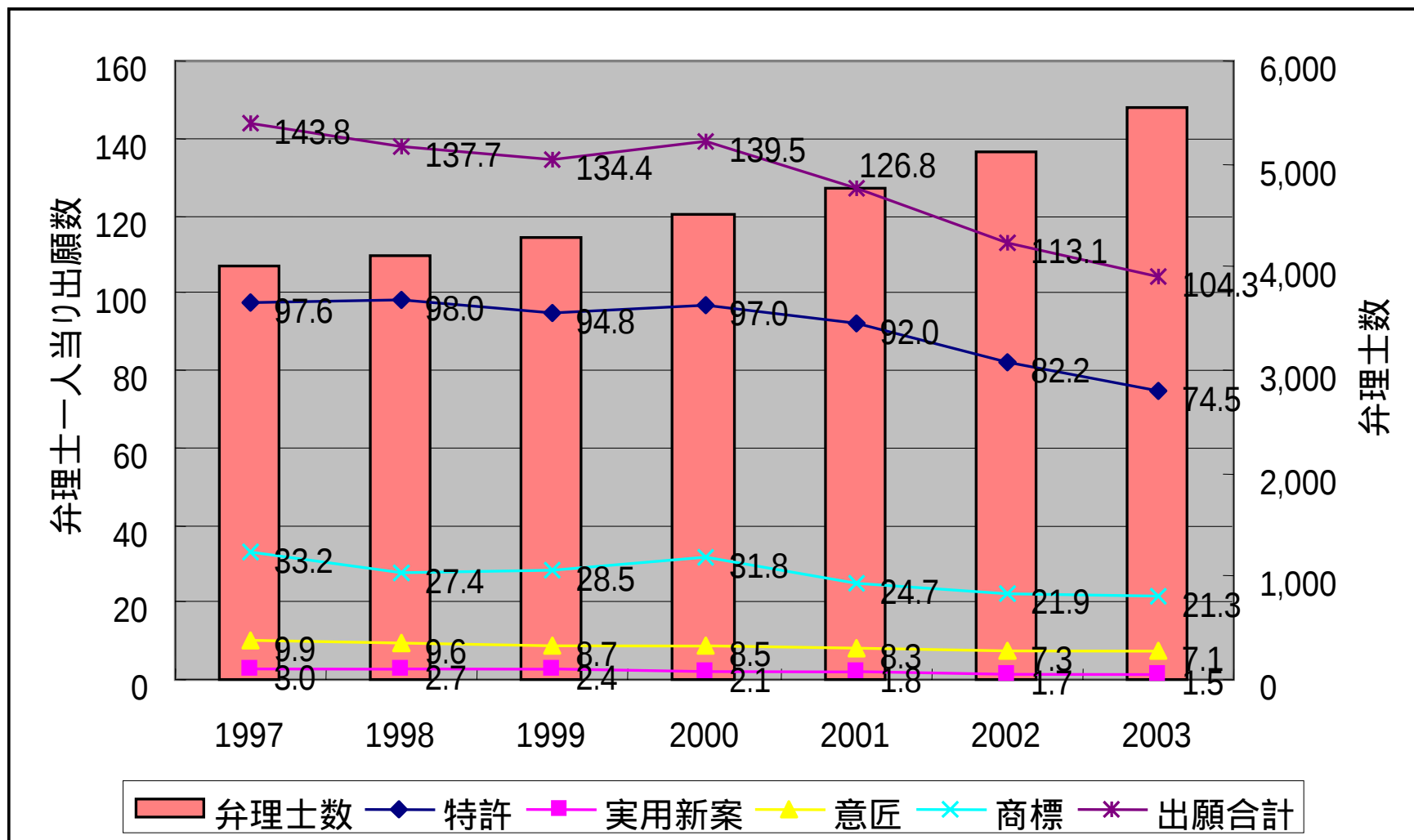
単位:人

合計	弁理士	補助者	翻訳者	弁護士	外個人 スタッフ	その他 の職員
9.8	2.2	4.4	0.5	0.1	0.1	2.3

「弁理士業務の実態及び意識調査」

(平成16年度日本弁理士会調べ 平成16年8月31日～10月5日、弁理士2710人が回答、回答率47.7%)より

. 弁理士の現状(3)



弁理士一人当りの出願数は、出願件数をその年の弁理士数で単純に割った数値

. 弁理士の現状(4)

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けた会員

付記弁理士数	1106	17.8%
弁理士数	6212	100.0%

付記弁理士在会年数(再登録は不算入)

5年未満	287	25.9%
5年以上～10年未満	239	21.6%
10年以上～15年未満	173	15.6%
15年以上～20年未満	119	10.8%
20年以上～25年未満	98	8.9%
25年以上～30年未満	97	8.8%
30年以上～35年未満	62	5.6%
35年以上～40年未満	16	1.4%
40年以上～45年未満	12	1.1%
45年以上～50年未満	3	0.3%
50年以上	0	0.0%

- 平均在会年数 13.02年
2005/10/31日本弁理士会調べ

特定侵害訴訟代理実績

特定侵害訴訟代理業務試験合格者: 1,166名が対象のアンケート結果

特定侵害訴訟代理人としての関与 回答者 845名		関与経験あり	関与経験なし	未登録
		158名	631名	56名
関与経験あり 158名の内訳		受任件数 1件	受任件数 2件	受任件数 3件以上
		77名	39名	42名
関与件数 累計354件の内訳	結審	和解	継続中	取下・他
	49件	58件	227件	20件

2005/03日本弁理士会調べ

. 弁理士の現状(5)

税関での輸入差止申立代理実績

(H13.1.6 ~ H16.12.1)

		全体	弁理士
合計		258件	36件
内訳	特許権	20件	5件
	実用新案権	4件	0件
	意匠権	56件	8件
	商標権	158件	20件
	著作権	19件	3件
	育成者権	1件	0件

2005/1/6 日本弁理士会調べ

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の経済的利用 (ライセンス等)に関する業務の経験

(複数回答ありのアンケート結果)

	件数	割合 N=2710
ない	1705	62.9
譲渡契約	692	25.5
通常実施(使用)権契約(ライセンス)	812	30.0
譲渡担保または質権契約	98	3.6
その他	14	0.5
無回答	60	2.2
全体	3381	

「弁理士業務の実態及び意識調査」より

特許権、実用新案権、意匠権、商標権の経済的利用 (ライセンス等)に関する相談を受けたことがある経験 (アンケート結果)

	件数	割合 N=2710
ある	1571	58.0
ない	1120	41.3
無回答	19	0.7
全体	2710	100.0

「弁理士業務の実態及び意識調査」より

. 弁理士の現状(6)

仲裁事件手続の代理実績

総申立件数は64件

うち弁理士が代理している件数並びに人数は下記のとおり

平成13年1月6日～平成16年12月31日

		総数	件数	申立人代理人	申立人補佐人	相手方代理人	相手方補佐人
調停事件	特 許	37	12	12	7	7	3
	実用新案	0	0	0	0	0	0
	意 匠	5	2	1	1	0	1
	商 標	11	7	8	1	3	3
仲裁事件	特 許	2	2	0	2	0	1
	実用新案	0	0	0	0	0	0
	意 匠	1	0	0	0	0	0
	商 標	0	0	0	0	0	0

日本知的財産仲裁センター調べ

年度別試験合格者・登録数

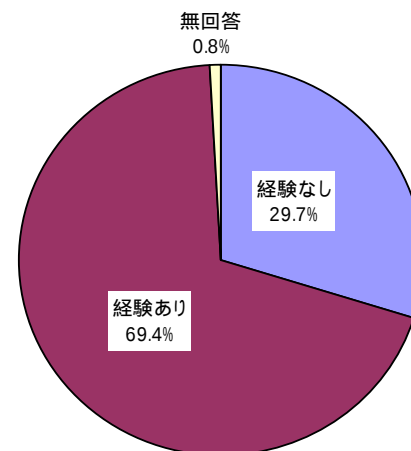
(平成17年11月4日現在)

	合格者	未登録者	未登録者割合
平成14年度	466	28	6%
平成15年度	550	47	9%
平成16年度	633	95	15%
平成17年度	711	—	—

弁理士試験合格者の実務経験

日本弁理士会新人研修時調査結果
(H11～15合計 N=1,671)

【単数回答】



出願代理人状況

2004年度	出願総数	弁理士代理	その他の代理	本人出願
特許	423081	371550 (87.8%)	725 (0.2%)	50806 (12.0%)
実用新案	7986	5280 (66.1%)	24 (0.3%)	2682 (33.6%)
意匠	40756	27597 (67.7%)	147 (0.4%)	13012 (31.9%)
商標	121683	80063 (65.8%)	2070 (1.7%)	39550 (32.5%)

特許行政年次報告書2005年版より

. 弁理士の現状(7)

■ 国際出願（PCT）件数

2004年度	総数	弁理士代理	その他の代理	本人出願
件数	19850	18733	1	1116
代理率		94.4%	0.0%	5.6%

■ 外国人による日本への出願件数

2004年度	特許	実用新案	意匠	商標
総出願	423081	7986	40756	128843
外国人出願	54665	1649	3191	18573
外国人出願率	12.9%	20.6%	7.8%	14.4%

■ 日米欧三極間の特許出願件数

2004年度	→ 日本	→ 米国	→ 欧州
日本 →		64812	20584
米国 →	22995		32625
欧州 →	21522	52349	

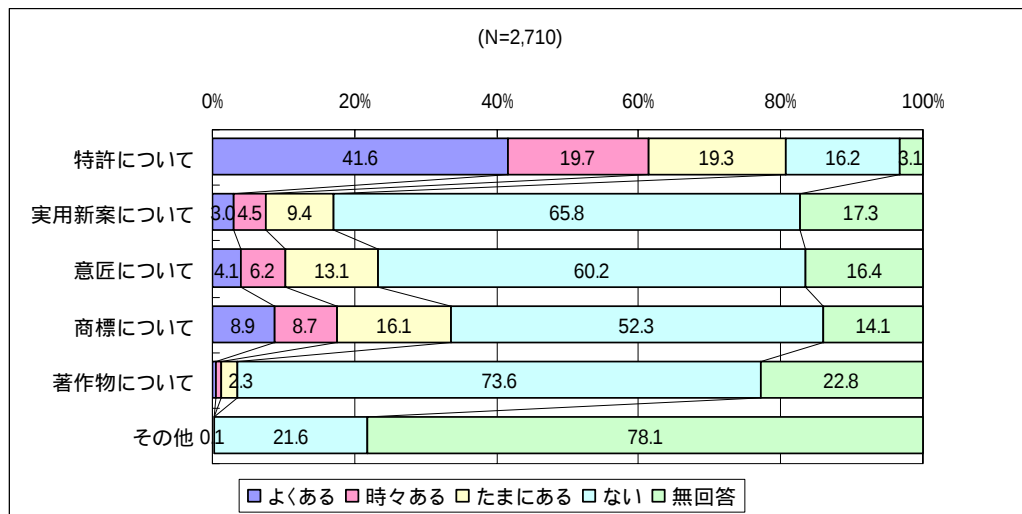
以上、「特許行政年次報告書2005年度版」より

■ 外国出願（米国・中国）における内外代理人の利用率

国	分野	国内代理人利用率	各国代理人利用率
米国	機械金属	77%	23%
	電気機器	90%	10%
	化学	86%	14%
中国	機械金属	69%	31%
	電気機器	71%	29%
	化学	71%	29%

「知財管理」Vol54-No9(2004)p1332より

弁理士の外国出願・登録の受任経験



「弁理士業務の実態及び意識調査」より

. 日本弁理士会の人材育成の取り組み/研修(1)

平成16年度実績(以下同様)

新人研修

前期:計30講座 計501名受講
後期:計20講座 計369名受講

会員研修

計29回 計3,628名受講

継続研修

計8回 計132名受講

地域研修

全国各地で計5回 計81名受講

基礎研修・実力養成研修

基礎研修:東京・大阪で各60時間 計94名受講
実力養成研修:東京・大阪・名古屋で各15時間 計275名受講

能力担保研修

東京・大阪・名古屋・九州で各45時間 計815名受講

倫理研修

計17回 計815名受講

先端技術研修

計4大学で実施 計181名受講

外部機関との合同研修

第二東京弁護士会との交流研修 計8回
公認会計士協会東京会との合同研修 計1回

新人研修(前期)

基礎的実務の修得に重点をおいた研修

座学集合

- 弁理士法等
- ◆弁理士倫理
- ◆業務受任演習
- ◆情報・調査演習
- ◆明細書作成演習
「電気」「機械」「化学」
- ◆審査対応実務演習
「電気」「機械」「化学」
- ◆意匠登録出願の実務
- ◆商標登録出願の実務
- ◆審査対応実務演習
(意匠)(商標)
- ◆特許戦略

e-ラーニング

- ◆登録の手続
- ◆明細書作成の実務(概論)
- ◆特・実審査対応実務(概論)
- ◆意匠登録出願の実務(概論)
- ◆意匠審査対応実務(概論)
- ◆商標登録出願の実務(概論)
- ◆商標審査対応実務(概論)
- ◆審判概論(特・実)
- ◆審判概論(意)
- ◆審判概論・異議申立概論(商)
- ◆著作権法概論
- ◆不正競争防止法概論
- ◆契約の基礎知識
- ◆ライセンス契約

新人継続研修(後期)

半年の実務を経た新人を対象とする研修

座学集合

- ◆当事者系審判
(特・実)(商)(意)
- ◆審決取消訴訟の実務
- ◆知的所有権実務演習

e-ラーニング

- ◆新規登録した弁理士としての心構え
- ◆税関における手続
- ◆鑑定・判定の実務
(特・実)(意)(商)
- ◆外国特許出願の実務
(米国)(EPC)(PCT)(アジア)
- ◆外国意匠出願の実務
- ◆外国商標出願の実務
(欧米・アジア等)(マドプロ)
- ◆知的財産の経済的評価
- ◆米国特許侵害の実務
(外国代理人による研修)

会員研修

法改正、話題の問題等に関する研修

法改正について

- ◆PCTに関する実務研修会
- ◆職務著作に関する研修会
- ◆無効審判 - 請求理由の書き方と証拠 -
- ◆最近の知的財産権侵害訴訟における諸問題
- ◆侵害訴訟について
- ◆新職務発明制度について
- ◆改正審査基準(特・実)について
- ◆「均等論」について
- ◆PCT出願の留意点
- ◆知財価値評価(特・商)
- ◆審決取消訴訟への対応 - 元調査官のアドバイス -
- ◆契約例からみた著作権紛争の考え方
- ◆調停・仲裁代理の申立、答弁書作成
- ◆「契約の基礎知識」について
- ◆「ライセンス契約」について

. 日本弁理士会の人材育成の取り組み/研修(5)

継続研修

プロとしての実力を身につけるための研修

- ◆米国クレームドラフティング「機械」「電気」「化学」
- ◆審決取消訴訟の準備書面の作成演習
- ◆知的財産権侵害訴訟のシミュレーション

地域研修

地域の会員に対する研修

- ◆知財価値評価について
- ◆減免制度について
- ◆平成17年度施行の改正法について

. 日本弁理士会の人材育成の取り組み/研修(6)

基礎研修

民法・民訴法の基礎知識習得のための研修

- ◆中央大学との民法・民事訴訟法に関する基礎研修
- ◆神奈川大学との民法・民事訴訟法に関する基礎研修
- ◆立命館大学との民法・民事訴訟法に関する基礎研修
- ◆放送大学による研修

実力養成研修

特定侵害訴訟代理の実力を養成する研修

- ◆民法
- ◆民事訴訟法

能力担保研修

特定侵害訴訟代理業務試験のための研修

民事訴訟法の構造

- ◆ビデオによる説明
- ◆訴状と答弁書
- ◆主張と立証の意義、要件事実という考え方の説明
- ◆侵害差止請求訴訟の構造
- ◆損害賠償請求の性質と立証
- ◆仮処分の場合の説明
- ◆訴訟の進行と和解について
- ◆特許権・実用新案権侵害訴訟1、2
- ◆意匠権侵害訴訟
- ◆商標権侵害訴訟
- ◆裁判所から見た知財訴訟
- ◆訴訟事務手続の解説
- ◆不正競争防止法違反訴訟
- ◆法曹倫理

試験結果

- ・H15年度:
受験者804名
合格者553名(合格率68.8%)
- ・H16年度:
受験者970名
合格者613名(合格率63.2%)

. 日本弁理士会の人材育成の取り組み/研修(8)

倫理研修

弁理士倫理に関する研修

◆弁理士倫理

先端技術研修

先端科学技術の基礎知識習得のための研修

- ◆フラットパネルディスプレイ技術研修
- ◆情報通信関連技術研修
- ◆バイオテクノロジー研修
- ◆Web、データ・ベース技術等研修
- ◆機械工学の20年の進歩と先端研究を学ぶ

外部機関との合同研修

第二東京弁護士会

- ◆特許権の成立と成立過程での紛争の種
- ◆特許権侵害訴訟
- ◆商標権の設定と商標権侵害訴訟
- ◆意匠・不正競争防止法による商品形態の保護と紛争処理
- ◆知的財産権侵害訴訟のシミュレーション
 - ・訴訟提起前の攻撃防御
 - ・第一回口頭弁論、準備手続
 - ・第二回準備手続
 - ・第三回準備手続
 - ・第四回準備手続・和解期日

日本公認会計士協会 東京会

- ◆知的財産権と事業

. 日本弁理士会の人材育成の取り組み/知財ビジネスアカデミー(1)

知財ビジネスアカデミーの設立理念

1. 高度な知財専門人材たる弁理士の新たなロールモデルとなるべき人材を輩出すること。
2. ロールモデルとなるべき人材は、法律・技術・経営の各領域に精通した融合系人材であり、知的創造サイクルに一貫関与する。
3. 少人数クラス制(20人前後)とし、主として弁理士の非専権業務に関して、講師 - 受講者間及び受講者間での双方向学習とする。
4. 弁理士以外の者にも講師及び受講生として参加していただき、それぞれの経験を活かしていただく。

. 日本弁理士会の人材育成の取り組み/知財ビジネスアカデミー(2)

2005年度実施プレコース(6コース、各コース約20時間)

1. 授業法基礎:大学で知財を教える人への必須科目

【概要】知財関連科目を効果的・効率的に授業できる力を培うため、学習理論を理解し、授業法の基本スキルを習得する。

【修了者】11名(弁理士7名、外部参加者4名)

2. 知財ビジネス交渉学(基礎)

【概要】知財ビジネスに関する交渉スキルの実践力を培うため、知財交渉の基本的考え方、特にwin-winによる「原則立脚型交渉」の基本理論を修得する。

【修了者】16名(弁理士8名、外部参加者8名)

3. 技術経営基礎:技術基盤企業の経営戦略

【概要】ビジネスとマネジメントの基本的知識と思考法を習得し、経営戦略と知財の関係を考察できるようにするため、多くの事例と討議を通じ、経営学の基礎的知識を習得し、漠然とした経営知識を整理する。

【修了者】18名(弁理士7名、外部参加者11名)

4. マーケティング基礎:技術基盤企業のマーケティング戦略

【概要】市場開発と競争戦略等を理解し、製品戦略と知財の関係を考察できるようにするため、多くの事例と討議を通じ、マーケティング(市場開発)の基本的知識を習得する。

5. 知財訴訟を中心とする米国の民事訴訟実務

【概要】米国の民事訴訟法を、米国特許弁理士の指導により、体系的かつ実務的に理解する。

6. ケースブックで学ぶ米国パテントプロセキューション

【概要】米国ロースクール形式での講義と討議を通じて、米国パテントプロセキューションを判例に基づいて習得する。

. 弁理士のminimum requirements

弁理士 = 技術と法律の素養を具えた知財専門家/
その minimum requirements

1. 弁理士でなければ行なえない業務に関わる事項(必須)

- (1) 産業財産権、民法(部分)、民訴(部分)、知財関係条約についての専門家と言えるだけの知識を具えること。
- (2) 業務の遂行に支障を生じないだけの技術的理解力を具えること。
- (3) 報酬業務を行なうに足る実務能力を備えること。
- (4) 外国からの依頼業務の遂行に支障を生じないだけの国際的制度についての知識を具えること。
- (5) 審決取消訴訟に代理人として関われるだけの法的知識と実務能力を具えること。

2. 産業財産権に密接な周辺業務に関わる事項(必須)

- (1) 著作権についての基本的知識を具えること。
- (2) 不正競争防止法についての基本的知識を具えること。
- (3) 契約・紛争処理についての基本的知識である民法(一部)、民訴(一部)を具えること。

3. 特化の対象となる周辺業務に関わる事項(選択)

- (1) 補佐人として訴訟に広く関われるだけの法的知識と実務能力を具えること。
- (2) 外国関連業務の遂行に支障が生じないだけの知識と実務能力を具えること。
- (3) ADRの代理を行なえるだけの知識と実務能力を具えること。
- (4) 契約代理を行なえるだけの知識と実務能力を具えること。
- (5) 関税定率法上の認定手続における代理を行なえるだけの知識と実務能力を具えること。

4. 対人関係に関わる事項

- (1) 他人との相談・情報交換・折衝を適正に行なえること。

. 弁理士登録前研修制度(1)

弁理士試験 + 登録前研修による新たな弁理士育成

1. 知財実務の経験が浅い又は皆無の合格者が、特許事務所や企業知財部等においてOJTにスムーズに移行できるレベルまで ボトムアップさせる。
2. 知財を横断的に活用できる能力を具えるために、法律系の人材は最低限の技術の素養を、技術系の人材は最低限の法律の素養を、それぞれ身につける。
3. 働く者への配慮として、社会人が受講し易い環境を整える。(所在地、受講時間帯に拘わらず平等に受講できる環境を整える。)
→ e-ラーニングの採用等により解決する(日本弁理士会はe-ラーニングを試行中)。
4. 国策として研修を制度設計し、日本弁理士会が国の委託により研修を実施する。
5. 弁理士として一定の品質を保証するため、研修終了後に研修の効果確認考査を実施する。ただし、ハードルとしてではなく、通常に受講している者は合格できる程度のものとする。
6. 試験合格者の実務経験により、研修受講、効果確認考査の一部又は全部を免除する。

・弁理士登録前研修制度(2)

研修環境：社会人が受講できること。所在地に拘わらず平等に受講できること。

技術研修(e - ラーニングまたは大学委託)

「実務研修の中での実施」

又は「技術の単独研修」

論文式「技術科目」の非選択者でかつ
科目免除者以外の者が対象

民法・民訴研修(e - ラーニングまたは大学委託)

「実務研修の中での実施」又は

「民法・民訴の単独研修」

論文式「弁理士の業務に関する法律」の民法・民
訴の非選択者でかつ科目免除者以外の者が対象

実務研修(e - ラーニング・通信添削・スクーリングの併用)

共通科目：弁理士法・例規、特・実・意・商の出願・中間・調査実務、意・商の演習、
国際的の制度、審決取消、契約代理、訴訟

選択科目：特許機械・特許電気・特許化学の3つの演習コースのうち一つを選択

講師が担当グループを支援

研修効果確認考査

他土業の試験合格者に対する必須研修(参考)

1. 司法修習(現行制度、修習期間1年半)

司法研修所での前期修習(3か月)

全国各地の裁判所、検察庁、弁護士会での実務修習(1年)

裁判所(民事・刑事各3か月)、検察庁(3か月)、弁護士会(3か月)

司法研修所に戻っての後期修習(3か月)

・修習の最後に行われる試験に合格すると修習を終え(裁判所法第67条第1項)、裁判官、検察官、弁護士となる資格が与えられる。

・司法修習生は、国家公務員に準じた身分にあるものとして取り扱われ、国から一定額の給与が支給される(裁判所法第67条第2項)が、修習に専念する義務等を負う。

2. 公認会計士(2006年からスタートする新制度)

試験終了後に「実務補習(必要単位)」と「業務補助(2年以上)」が義務づけられ、終了した者が公認会計士協会による統一考查を受験できる。

実務補習(必要単位) = 金融庁長官が認定した団体等(公認会計士協会を含む)が実施する研修の単位取得。

業務補助(2年以上) = 実際の公認会計士の監査証明業務の補助を行うもの。

公認会計士協会による統一考查 = 「実務補習」と「業務補助」に関する内閣府令で定める試験

3. 中小企業診断士(現行制度)

登録までのルート1

1次試験・2次試験(筆記・口述)合格後、15日間の実務、実務補習を経て登録。

登録までのルート2

中小企業大学校診断士養成過程の1年間の研修を経て、大学校で総合実習。

新旧弁理士試験制度の比較(参考)

旧制度

受験資格要件



予備試験

【大卒者等は免除】

論文試験
外国語試験



本試験

多肢選択式

必須科目
工業所有権4法、条約(50問)



論文式

必須科目: 5科目
工業所有権4法、条約
選択科目: 3科目
41科目[法文系10科目/技術系31科目]から3科目選択

↓ 段階的合格

口述試験

工業所有権四法、条約



弁理士登録

現行制度

平成14年度以降

受験資格要件の廃止
予備試験の廃止

弁理士試験

短答式

必須科目
工業所有権四法、工業所有権に関する
条約、著作権法、不正競争防止法(60問)



論文式

必須科目: 3科目
特許法・実用新案法、意匠法、商標法
選択科目: 1科目
法律区分 1科目[法律]
技術区分 6科目[物理工学、情報
通信工学、地球工学、機械工学、
応用科学、バイオテクノロジー]

↓ 段階的合格

口述試験

工業所有権四法



弁理士登録

■ 選択科目免除対象資格

- ・弁理士試験の選択科目と対応する区分の技術士
- ・司法書士
- ・行政書士
- ・弁理士試験の選択科目に対応する分野で博士又は修士の学位を取得した者
- ・薬剤師
- ・一級建築士
- ・電気主任技術者(第12種)
- ・電気通信主任技術者
- ・情報処理技術者試験合格者(所定の区分の試験)
- ・司法試験に合格した者